

海老名市福祉事務所長 あて

転園申請に関する同意書

- 1 転園申請により入所が決定した場合、在園中の園は退所となります。転園が決定すると同時に、在園中の園の入所待ちをされている方が入所決定となるため、決定後に転園を取り消す（元の園に戻る）ことはできません。
- 2 転園が保留となった場合、取下げがない限り、当該年度内は引き続き選考の対象となります。転園の希望がなくなった場合は、速やかに取下げの申し出（保育・幼稚園課に連絡）をしてください。
- 3 転園が決定した場合、その旨を在園中の園に速やかに伝え、退所届を提出してください。
- 4 転園決定後に保育の必要事由がなくなった場合又は必要事由に変更があったにもかかわらず届け出がなかった場合は、転園決定を無効とし、元の園も退所していただきます。
- 5 転園申請の有効期間は、当該年度内となります。翌年度も引き続き転園を希望する場合は、改めて翌年度の転園申請が必要となります。

以上の事項に同意の上、申請いたします。

令和 年 月 日

住 所

保護者氏名

児 童 氏 名

児童生年月日 令和 年 月 日

在籍保育所名